

問い合わせ先
水島海上保安部 航行安全課
航行安全課長 藤内 裕治
電話：086-444-2967

玉野海上保安部 交通課
交通課長 狩野 忠
電話：0863-32-3589



令和6年9月2日
水島海上保安部
玉野海上保安部

令和6年夏季（7-8月）岡山県沿岸の船舶事故 及び人身事故の発生状況（速報）について

- 船舶事故6隻（令和5年比7隻減少）
- 人身事故10人（令和5年比1人減少）

注意1：数字は、水島・玉野海上保安部管内の集計であり、岡山県の行政海域とは一部異なります。

注意2：発生数は速報値であり、事故調査結果等により増減する場合があります。

1 船舶事故発生状況

(1) 令和6年夏季 船舶事故発生状況（単位：隻）（死者・行方不明者なし）

		プレジャー ボート	貨物船	その他	計（昨年比）
海難 種類	運航不能※1	3	1		4（-1）
	単独衝突※2				0（-3）
	衝突※3				0（-2）
	乗揚	1			1（-1）
	浸水	1			1（±0）
計		5	1		6（-7）

※1 運航不能：機関故障、舵故障、バッテリー過放電、燃料欠乏等により航行に支障が生じたことをいう。

※2 単独衝突：船舶が物件に接触し、船舶又は物件に損害が生じたことをいう。

※3 衝突：船舶が他の船舶に接触したことをいう。

(2) 主な事故事例

① ヨット乗揚げ海難

発 生 日：令和6年7月21日

場 所：瀬戸内市端ノ小島西方の浅所（玉野海上保安部管内）

船舶種類：ヨット

海難種類：乗揚げ

概 要：船長である79歳の男性は、牛窓ヨットハーバーを出港し、目的地の小豆島を經由して帰港中、端ノ小島の浅所に乗揚げた。乗揚げ後、航行不能となったため118番通報し、同乗者3名を海上保安庁のGB（ゴムボート）で救助した後、自力離礁し自走で牛窓港に入港した。

ポイント：「常時適切な見張り」、「船位の確認」、「針路設定」、「事前の水路調査」等が乗揚げ事故防止のポイント。



② 水上バイク運航不能

発 生 日：令和6年7月13日

場 所：備前市鴻島東方海域（玉野海上保安部管内）

船舶種類：水上バイク

海難種類：運航不能

概 要：水上バイクに船長1人が乗船し、頭島にいる友人を迎えに行くため鴻島を出港したが、途中でエンジンが故障し、漂泊状態となった。携帯電話を所持していなかったため誰とも連絡が取れず、関係者の海上保安庁への捜索依頼により発覚した。その後、船長は自力で鴻島へ辿り着き、別の友人に発見されけが等は無く無事帰還した。水上バイクはその日鴻島の砂浜において船固

めを実施、翌日、別の水上バイクにより曳航完了した。

ポイント：運航不能（機関故障）は、「発航前点検の励行」、「プロの整備業者による定期的な点検の実施」を行うことが大切。

また、本件のように必要な連絡手段を所持していないことで重大な海難へとつながる恐れもある。マリンレジャー時においても、防水パック等を使用し、連絡手段を確保することがポイント。

③ プレジャーボート運航不能

発 生 日：令和6年8月17日

場 所：倉敷市児島久須見鼻灯標南方沖海上（水島海上保安部管内）

船舶種類：プレジャーボート

海難種類：運航不能

概 要：海難船舶には船長（46歳男性）他3名が乗船し、釣り目的で下津井漁港を出港した後、燃料欠乏で機関停止、予備機を使用して定型港向け航行中、予備機も燃料欠乏となり運航不能となった。その後、海上保安庁の監視取締艇により曳航救助を行い、港で給油後、自走可能となった。

ポイント：本件のような燃料欠乏による運航不能は、出港前の点検を行うことで防ぐことが出来るため、「発航前点検の励行」を確実に実施することがポイント。



(3) 船舶事故の傾向と対策

本年の夏季における船舶事故の大半がプレジャーボートによるものでした。

プレジャーボートの海難は機関故障、燃料欠乏により運航不能となる海難が多く発生しています。

海での事故は、燃料欠乏など小さなことだと思っても、その後波や風などの影響を受けて、乗揚げ・浸水・転覆に繋がるなど、人命や財産に関わる事故に発展する可能性があります。このような状況を受け、プレジャーボートの所有者等に対し、

☆発航前点検の徹底

☆夏季シーズン前の点検の励行

☆整備事業者による定期的な点検整備

を推進していきます。

2 令和6年夏季 人身事故発生状況

(1) 令和6年夏季 人身事故発生状況（単位：人）（括弧内は死者数）

		事故区分			計
		船舶事故以外の乗船中の事故	マリンレジャー以外の海浜事故	マリンレジャーに伴う海浜事故※	
事故内容	帰還不能				0
	溺水			1 (1)	1
	自殺		2		2
	海中転落		2		2
	負傷	4		1	5
計		4	4	2	10

(2) 主な事故事例

① 海岸で遊興中の溺水

発 生 日：令和6年7月19日

場 所：倉敷市大畠海岸（水島海上保安部管内）

事故内容：溺水

概 要：事故者は16歳の男子高校生であり、事故者が浜辺において助走をつけ海に飛び込んでいる場面と一緒に遊んでいた友人らが目撃しており、飛び込んだ後もしばらく様子を見ていたが、海中から上がってこないため、警察へ通報したもの。捜索中のダイバーにより発見され医療機関へ搬送されるも死亡が確認された。

ポイント：本件は、遊泳するための設備や監視等がなされていない場所で発生している。

遊ぶ場合は、各自治体等が開設している「海水浴場」で遊泳することが望まれる。



② 燃料搭載中の病気

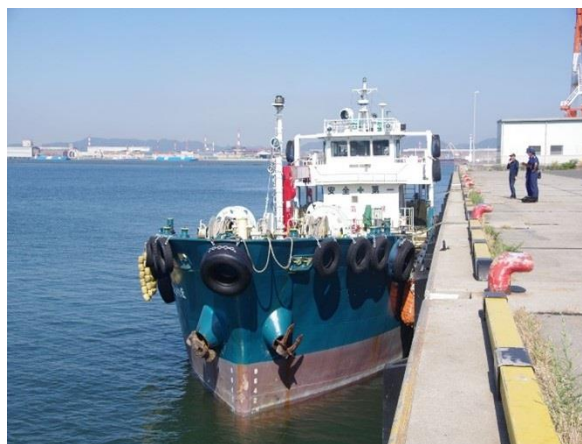
発 生 日：令和6年8月3日

場 所：倉敷市玉島ハーバーアイランド沖合錨地（水島海上保安部管内）

事故内容：病気（熱中症）

概 要：傷病者は、玉島沖で錨泊中の船舶にて給油作業中、意識が朦朧とした状態で構造物にもたれ掛かっているのを関係船舶の船長に発見されたが、呼び掛けに対する反応が弱く、自立歩行も困難であったことから、119番通報した。玉島ハーバーアイランド5号埠頭に到着後、救急車により病院へ搬送された。搬送先の病院で熱中症と診断された。

ポイント：7～8月の夏の時期は、非常に気温が高く、熱中症になるリスクも上がるため、燃料搭載などその場から離れられないなど、長時間に渡り船上で作業を行うときは、こまめに水分を摂り、自分の体調、他の乗組員の体調を気にしながら作業を行うことが重要である。



③ マリンレジャー中の負傷

発 生 日：令和6年8月4日

場 所：笠岡市白石島北側海上（水島海上保安部管内）

事故内容：負傷

概 要：事故者は、友人4名と一緒にウェイクボードを実施中、友人と交代する為、ボートの右後方のステップを使ってボート上へよじ登る際、手を滑らせた事で、事故者の下半身が同ステップ下部へ入り込み、プロペラにより左足を負傷した。該船により神島外港へ搬送された後、倉敷市内の病院に搬送され、左足踵付近に約10cmの切創（全治約1ヶ月）と診断された。

ポイント：本件は、事故者が手を滑らせ、体勢を崩しケガをしたものであるが、事故者は今回ウェイクボード初体験だったこともあり、慣れない環境下で、経験年数の少ないマリンレジャーを行ったことが事故に繋がった原因と考える。



（5）人身事故の傾向と対策

令和6年夏季人身事故発生状況の内、マリンレジャーに伴う海浜事故は2件2名と昨年と比較し減少していますが、1名は全治1ヶ月の負傷、1名は死亡に至っていることから、

- ☆開設された海水浴場での遊泳
- ☆経験の浅い者に対する安全意識の向上
- ☆単独行動を避ける
- ☆ライフジャケットの常時着用
- ☆海の緊急通報「海のもしもは118番」

等を呼び掛けていきます。

3 秋季における海難防止活動

今後、秋季においては釣り中の事故が増加する傾向にあることから、

- ☆救命胴衣の常時着用
- ☆防水パック入りの携帯電話等の連絡手段の確保
- ☆118番の活用
- ☆家族や友人等に帰宅時間を伝える

の励行を呼びかけていきます。

また、第六管区海上保安本部担当海域（瀬戸内海中央部）において、高齢者の海中転落事故が多く、地域住民と密接な関りを持つ「民生委員」の方々の協力を得るなど、様々な方法で事故の防止の呼びかけを実施していきます。